

電力供給条件仕様書

1 概 要

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 件名 | 新潟市水族館で使用する電力の供給 |
| (2) 需要場所 | 新潟市中央区西船見町 5932-445 |
| (3) 業種及び用途 | 水族館 |

2 仕 様

- (1) 電気方式、周波数、電圧、受電方式
- | | |
|--------|----------------|
| ① 電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| ② 周波数 | 標準周波数 50 ヘルツ |
| ③ 供給電圧 | 標準電圧 6,000 ボルト |
| ④ 受電方式 | 常時 1 回線受電 |
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量
- | | |
|-----------|-------------|
| ① 予定契約電力 | 1,000 キロワット |
| ② 予定使用電力量 | 別表のとおり |
- ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する場合がある。
- (3) 供給期間
- 令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで (1 年間)
- (4) 供給地点
- 新潟市水族館所有の高圧気中開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
- 供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
- 供給地点に同じ
- (7) 電気料金の算定期間
- 電気料金の算定期間は毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする
- (8) 料金の算定等
- ① 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。
- 算定にあたり力率は 100% とする。基本料金と電力量料金のみとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めない。
- ② 算定にあたり、当該地域の旧一般電気事業者が令和 8 年 4 月 1 日に見直す燃料費等調整を前提とする。
- ③ 原則として、供給期間中の単価は落札時と同一とする。
- また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (9) 力率及び燃料費等調整等
- なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については旧一般電気事業者の算定方法と同様とする。

(10)電気の安定供給

電気の安定供給を図ること

3. その他

- (1) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、料金等）を速やかに新潟市水族館へ通知するものとする。
- (2) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

別 表

○予定使用電力量（単位：k w h）

月	ピーク時間	夏季昼間	その他季昼間	夜間	計
4月			158,309	146,084	304,393
5月			151,410	174,687	326,097
6月			192,163	156,126	348,289
7月	64,244	189,612		197,296	451,152
8月	64,953	192,084		216,887	473,924
9月	53,997	166,544		194,226	414,767
10月			191,958	161,363	353,321
11月			162,756	150,801	313,557
12月			167,076	158,374	325,450
1月			153,806	176,561	330,367
2月			152,293	143,091	295,384
3月			162,379	151,553	313,932

※夏季：7月1日から9月30日までの期間

※その他季：夏季以外の期間

※ピーク時間：夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間。ただし、別に定める日の該当する時間は除く

※昼間時間：毎日午前8時から午後10時までの時間。ただし、ピーク時間及び別に定める日の該当する時間は除く

※夜間時間：ピーク時間および昼間時間以外の時間

※別に定める日とは、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する日